

第5次障害者基本計画の概要

1. 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】

政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

2. 総論の主な内容

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

【施策の円滑な推進】

連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

3. 各論の主な内容

- ①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ②安全・安心な生活環境の整備
- ③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ④防災、防犯等の推進
- ⑤行政等における配慮の充実
- ⑥保健・医療の推進
- ⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ⑧教育の振興
- ⑨雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ⑪国際社会での協力・連携の推進